

平成30年9月19日（水曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 内藤明 | 議員 | 2番 | 古沢清志 | 議員 |
| 3番 | 佐藤耕治 | 議員 | 4番 | 渡邊賢一 | 議員 |
| 5番 | 伊藤正彦 | 議員 | 6番 | 遠藤智与子 | 議員 |
| 7番 | 太田芳彦 | 議員 | 8番 | 石山忠 | 議員 |
| 9番 | 阿部清 | 議員 | 10番 | 沖津一博 | 議員 |
| 11番 | 國井輝明 | 議員 | 12番 | 辻登代子 | 議員 |
| 13番 | 杉沼孝司 | 議員 | 14番 | 工藤吉雄 | 議員 |
| 15番 | 木村寿太郎 | 議員 | 16番 | 柏倉信一 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（1名）

8番 石山 忠 議員

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------------------------------|-------|----------------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 菅野英行 | 副市長 |
| 軽部賢 | 教育長 | 久保田洋子 | 病院事業管理者 |
| 児玉憲司 | 選挙管理委員会 委員長 | 菅井孝一 | 農業委員会 職務代理者 |
| 竹田浩 | 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長 | 中田隆行 | 企画創成課長 |
| 安達徹 | 財政課長 | 渡辺優子 | 税務課長 |
| 那須清人 | 市民生活課長 | 志田義男 | 建設管理課長 |
| 安達晃一 | 下水道課長 | 門口隆太 | 農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長 |
| 土屋恒一 | 商工推進課長 | 武田伸一 | さくらんぼ観光 課長 |
| 後藤芳和 | 慈恩寺振興課長 | 軽部賢悦 | 健康福祉課長 |
| 片桐勝元 | 高齢者支援課長 | 設楽伸子 | 子育て推進課長 |
| 大沼利子 | 会計管理者 （兼）会計課長 | 辻洋一 | 水道事業所長 |
| 原田真司 | 病院事務長 | 佐藤和好 | 学校教育課長 |
| 高林雅彦 | 生涯学習課長 | 大沼孝一郎 | 監査委員 |
| 軽部修一 | 監査委員 事務局 局長 | | |

○事務局職員出席者

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 田宮信明 | 事務局 局長 | 山田良一 | 局長 補佐 |
| 齋藤晴光 | 総務係 局長 | 兼子拓也 | 総務係 主事 |

議事日程第5号

第3回定例会

平成30年9月19日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第1 認第1号 平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第2号 平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第3号 平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第4号 平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第5号 平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第6号 平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第7号 平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第8号 平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第9号 平成29年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 議第45号 平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 12 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 13 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第14 議第46号 平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- 〃 15 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 16 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第17 議第50号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 〃 18 議第51号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 19 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 20 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第21 議第47号 平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 22 議第48号 平成30年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 23 議第49号 平成30年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)

- 日程第24 議第52号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 25 議第53号 寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 26 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願
- 〃 27 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 28 質疑・討論・採決
- 日程第29 議会案第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
- 〃 30 議案説明
- 〃 31 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時50分

○内藤 明議長 ただいまから本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長報告を求めます。佐藤議会運営副委員長。

〔佐藤耕治議会運営副委員長 登壇〕

○佐藤耕治議会運営副委員長 本日の会議運営につきましては、9月18日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し

あげます。

追加案件は、議会案第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についての1案件であります。

このことにより議事日程の一部変更が必要となり、変更内容は日程第29から日程第31までを追加するものです。

追加議案の取り扱いについては、日程第29で議会案第6号を議題とし、日程第30で議案説明、日程第31で質疑・討論・採決と進めることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○内藤 明議長 お諮りいたします。本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 内藤 明議長 日程第1、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 内藤 明議長 日程第12、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長報告を求めます。遠藤決算特別委員長。

〔遠藤智与子決算特別委員長 登壇〕

- 遠藤智与子決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認

第8号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成29年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第10号平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

9月6日、委員14名出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、11案件を一括議題とし、議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり認定及び可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。

最初に、認第1号から認第10号までの10案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第45号について採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 内藤 明議長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに認第7号を除く、認第1号平成29年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成29年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成29年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成29年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成29年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成29年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成29年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成29年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について及び認第10号平成29年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はどれも認定であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第8号、認第9号及び認第10号については原案のとおり認定されました。

次に、議第45号平成29年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決及び認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、認第7号平成29年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定されました。

議 案 上 程

○内藤 明議長 次に、日程第14、議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第15、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。阿部予算特別委員長。

〔阿部 清予算特別委員長 登壇〕

○阿部 清予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

9月6日、委員15名全員出席のもと委員会を開会し、議第46号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長の報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。議第46号の採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第16、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第46号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○内藤 明議長 次に、日程第17、議第50号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選

挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について及び日程第18、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第19、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。伊藤総務産業常任委員長。

〔伊藤正彦総務産業常任委員長 登壇〕

○伊藤正彦総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月7日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第50号及び議第51号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第50号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「選挙運動用ビラを4,000枚まで頒布できるということだが、1枚当たり幾らまで公費負担になるのか」との問いがあり、当局より「上限が1枚当たり7円51銭となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「これは市の財政に影響を与えたことに対して管理監督責任者としてのみずからの減給処分だが、関係職員の処分根拠は何か」との問いがあり、当局より「職員の処分については、寒河江市職員審査委員会において処分基準を定めています。その中の公金財産等関係において、職務怠慢により損害を与えた場合は停職、減給、戒告の懲戒処分をするという基準があります。この基準に基づき寒河江市職員審査委員会で審査し、具体的な処分内容を決定したものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第20、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第50号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について及び議第51号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第50号及び議第51号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○内藤 明議長 次に、日程第21、議第47号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第26、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願までの6案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第27、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。佐藤厚生文教常任委員長。

〔佐藤耕治厚生文教常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第47号から議第49号まで、議第52号、議第53号及び請願第4号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第47号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号平成30年度寒河江市介護保険

特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号平成30年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新型インフルエンザに対応する防護服を100セット用意するとのことだが、新型インフルエンザが発生した場合、その数量で足りるのか」との問いがあり、当局より「まずは初動のための装備ということであり、長期化した場合は、国、県の対応と合わせながら、追加購入するなどの対応が考えられます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願を議題とし、担当書記により請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、自由討議に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「学校現場においては、学力向上に対するウエートの高まりや外国語教育の実施などが加わり、多忙化に拍車がかかっている。1人の教員が担当するものが多岐にわたり、いじめ問題や不登校対応が複雑化、困難化するほど苦しい状態に陥ってしまうと聞いている。高度プロフェッショナル制度の先駆けのような形で長時間労働を強いられていることにより、教員のなり手も減ってきているようだ。子供に健全な教育を受けさせる義務は憲法上保障されていることであり、その義務を果たすために、定数や義務教育費の改善は当然政府がやらなければならないことであり、この請願については引き続き採択し、関係機関にしっかりと上げていくことが必要である」との意見がありました。

自由討議を終結し、討論に入りました。

主な討論の内容を申し上げます。

委員より「政府統計によると、公立小中学校の6割近い教員が過労死ラインの時間を超えて働いており、教員の働き方はほかの業種に比べて深刻である。それだけ働いても肝心の授業準備や子供と接する時間がとれず、教員は悩んでいる。定員をふやし、1人の教員が受け持つ授業時間を削減することなしに根本的解決は不可能であるということから、教職員定数改善に賛成する。また、財政力による教育水準に格差が生じてはならないというのが義務教育費国庫負担制度の精神である。交付税そのものが大幅に減額されている今、地方は大変な困難にさらされており、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をぜひとも行わなければ大変な事態になってしまうことから、まさに願意妥当である」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案の朗読の後、審査に入りましたが、御報告する質疑、意見等

もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって、意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第28、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。遠藤議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第4号です」の声あり) 4号。

(「賛成討論であります」の声あり) はい。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、請願第4号、賛成討論について、遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

[遠藤智与子議員 登壇]

○遠藤智与子議員 私は、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願について、賛成討論をいたします。

現在、全国の教員は多忙をきわめています。政府統計によると、持ち帰り残業を含めると、公立小学校で6割、中学校でも6割近い教員が過労死ラインの時間を超えて働いているということです。

教員の働き方は、他業種に比べて深刻です。しかも、それだけ働いても肝心の授業準備や子供と接する時間がとれずに、教員は悩んでいます。

この問題は、教員の命と健康を守るとともに、教員の質を左右する国民的な課題であります。

文部科学省の諮問機関、中央教育審議会、中教審が学校における働き方改革についての審議の中間まとめを決めました。教員の業務の整理、削減にテーマが絞られていますが、その中で標準を大きく超えた授業時数は教師の負担増加に直結するとし、勤務時間の上限の目安を検討する必要があると述べています。負担の重過ぎる行政主導の研究授業、各学校でつくられる詳細過ぎる年間指導計画の見直しなども盛り込まれました。これからの議論の足がかりになるものであります。

同時に中間まとめは、教員が担ってきた14の業務についての考え方も示しました。例えば、登下校に関する対応、児童生徒が補導されたときの対応などは、他の公的機関や保護者、地域住民などが担うとしています。部活動については、非常勤の部活動指導員が大会の引率を行えるようにするなどの方向を打ち出しました。

しかし、業務見直しの中には、子供との関係で、本当にそれでいいのか慎重な判断が必要なものや、教育活動の画一化につながりかねないものも含まれております。それだけに、業務削減は各学校現場で教職員が子供や保護者の意見を聞いて、真剣に議論して進めるべきです。押しつけではなく、具体的には各学校の主体性を大事にしなごら行ふべきと考えます。

はっきり言えることは、業務削減だけでは解決しないということです。不要不急の業務を削っても、今の教職員数では教員が本来の仕事をするのに足りません。小学校教員は、1日平均4時間25分の授業をしています。文科省の言うとおりに、1時間の授業には1時間の準備等が必要とすれば、それだけで1日9時間近い労働です。定員をふやし、1人の教員が受け持つ授業時間を削減することなしに、根本的解決は不可能であります。

また、国庫負担制度は憲法と教育基本法に定められた教育の機会均等、水準維持、無償性の

確保という義務教育の根幹を保障するものであります。

2006年、それまで2分の1だった義務教育費国庫負担制度が3分の1に引き下げられました。財政力で教育水準に格差が生じてはならないというのが義務教育費国庫負担制度の精神です。

交付税そのものが大幅に減額されている今、地方は大変な困難にさらされています。これまで勝ち取ってきた少人数学級も揺らぎかねません。

教員の命と健康を守り、誇りを取り戻すために、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を切に願うものであります。

このことを申しあげ、請願第4号に対する私の賛成討論といたします。ありがとうございます。

○内藤 明議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第47号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第48号平成30年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第49号平成30年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）、議第52号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第53号寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、請願第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に関する請願の6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

6案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第47号、議第48号、議第49号、議第52号、議第53号及び請願第4号は原案のとおり可決及び採択されました。

議 案 上 程

○内藤 明議長 次に、日程第29、議会案第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

議 案 説 明

○内藤 明議長 日程第30、議案説明であります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○内藤 明議長 日程第31、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議会案第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時30分

○内藤 明議長 これにて平成30年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。